

南部広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金条例

平成4年11月1日条例第13号

最終改正 平成12年2月24日条例第2号

(設置)

第1条 南部広域市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資することと、財政の健全な運営に資するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項の規定に基づく積立てを行うため、南部広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な方法により有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出予算に計上し、第1条の事業に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金（南部広域市町村圏事務組合同規約（平成4年沖縄県指令総第713号許可）第15条に規定する基金の処分の制限額を除く。以下この項において同じ。）は、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。